



**「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」  
に係る一般競争入札**

**(総合評価落札方式)**

**入札説明書**

2020年9月11日

**独立行政法人 情報処理推進機構**

## 目 次

I. 入札説明書.....	1
II. 契約書.....	6
III. 仕様書.....	15
IV. 入札資料作成要領.....	22
V. 評価項目一覧.....	29
VI. 評価手順書.....	38
VII. その他関係資料.....	41

# I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2020年9月11日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称      サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用
- (2) 作業内容等      別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限      別紙仕様書のとおり。
- (4) 入札方法      落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
  - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
  - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
  - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
  - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

### 3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会の日時

2020年9月28日（月） 16時00分

(2) 入札説明会参加方法

Web会議ツール等を用いて実施する関係上、参加者のメールアドレス宛へ招待メールを送信する必要があるため、2020年9月25日（金）17時00分までに、下記14. (4)の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

#### 5. 入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2020年9月28日（月）から2020年10月16日（金） 17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

14. (4)のとおり

#### 6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2020年10月21日（水）から2020年10月23日（金）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2020年10月23日（金） 17時00分必着。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

14. (4)のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書（封緘）	様式3	1通
③	提案書	—	5部
④	評価項目一覧	—	5部
⑤	令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通
⑥	提案書受理票	様式4	1通
⑦	③と④の電子ファイル	—	1通

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

なお、提出書類一覧（6. (4)）の「⑦：③と④の電子ファイル」の提出は、感染症予防対策のため、CDに収録して提出する方法の他、電子メールによる提出を可能とする。その場合、件名に「提案書及び評価項目一覧の提出」と記載した電子メールに電子ファイルを添付し、14. (4)の担当部署へ送付する

こと。その際、添付する電子ファイルにはパスワードを付与すること。電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、送付方法を別途案内するので、余裕をもって14. (4)の担当部署に電子メールで連絡すること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② ヒアリングを次の日程で実施する。

日時：2020年10月27日（火）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

場所：東京都文京区本駒込2-28-8

文京グリーンコートセンターオフィス13階 独立行政法人情報処理推進機構 応接室C  
または

文京グリーンコートセンターオフィス16階 独立行政法人情報処理推進機構 第3会議室  
（どちらの場所になるかは、別途連絡する。）

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2020年10月30日（金） 11時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室A

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書 契約書案を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

14. その他

(1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表<sup>(注)</sup>するものとする

る。

- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。
- (4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先〒113-6591  
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス17階  
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ対策推進部  
セキュリティ分析グループ 担当：島田、小川  
TEL：03-5978-7530  
E-mail：isec-bunseki-kobo@ipa.go.jp  
なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。
- (5) 入札行為に関する照会先  
独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約・管財グループ 担当：関、斎藤  
TEL：03-5978-7502  
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

#### (5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## II. 契約書 (案)

2020 情財第〇〇号

### 契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に関する請負契約を締結する。

#### （契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「請負業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

#### （再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

#### （責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

#### （納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

#### （契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

#### （権利義務の譲渡）

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### （実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後も含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

#### （検査）

- 第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の



検査に合格したものとみなす。

- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

#### (契約不適合責任)

- 第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
  - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
    - 一 修補等が不能であるとき。
    - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
    - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
  - 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
  - 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
  - 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

#### (対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。
  - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

#### (遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

#### (契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
  - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
  - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
  - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等

についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

#### (契約の解除等)

- 第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
  - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
  - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
  - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
  - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
  - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

#### (違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

#### (秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
  - 4 乙は、請負業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
  - 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
  - 6 乙は、請負業務の一部を再請負する場合には、再請負することにより生ずる脅威に対して本条に基づく

情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

- 7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 8 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (知的財産権)

- 第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
  - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
  - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
  - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
  - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
  - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
  - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (協議)

- 第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

#### (その他)

- 第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

## 特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有し

ているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2020 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。  
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。  
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。  
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。  
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。  
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。  
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。  
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

### (返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。  
2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な

処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上



### Ⅲ. 仕様書

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

事業内容（仕様書）

独立行政法人**情報処理推進機構**

## 事業内容（仕様書）

### 1. 件名

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

### 2. 背景・目的

経済産業省の産業サイバーセキュリティ研究会 WG3（サイバーセキュリティビジネス化）は、信頼できるセキュリティ製品と隠れたニーズを掘り起こし、ビジネスマッチングの場を提供することにより、セキュリティ産業の発展を目指すとしている<sup>1</sup>。これは具体的には、日本で開発されたセキュリティ製品について有効性検証・実環境における試行導入を実施しその結果を発信することで、ユーザが、日本で開発された製品を選定しやすい環境を構築するものである。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、経済産業省の委託を請け、2019年9月にこの事業のあり方を検討する「サイバーセキュリティ検証基盤構築に向けた有識者会議」を設置した。この会議は検証体制や検証方法等の実施案を検討し、その実効性や課題を明らかにするため、少数の製品を題材とした実験的な検証を行った<sup>2</sup>。また、本検証基盤構築の参考とすべく、セキュリティ製品を生み出す社会の仕組みの例について、海外調査を行った。

この活動を通じて得られた知見や明らかになった課題を以下に示す。

#### (1) 得られた知見

- ・日本発のセキュリティ製品には、国内のユーザ企業が直面しているセキュリティ課題の解決に特長・強みを備えた製品が存在する。こうした特長・強みを活かすことで、日本発のセキュリティ製品が海外製品との差別化を図れる可能性がある
- ・日本発のセキュリティ製品の特長を専門家が中立・公平に検証し、その結果をユーザ企業に分かりやすく公表することによって、当該製品の市場参入を促進する効果が期待できる

#### (2) 明らかになった課題

- ・検証対象製品は、公平性の観点から広く公募することが望ましい一方、様々な候補製品に対応する一律な審査基準を作ることは困難がある
- ・昨年度、実験的に検証作業を実施したところ、製品機能の調査、検証環境構築、製品の挙動分析等にかなりの時間とコストを要した。本基盤の実運用に向けて、一製品あたりの検証に掛かる時間・コストを低減する必要がある
- ・本基盤で検証するセキュリティ製品に対し、十分な市場参入の機会を提供するには、それを促進する社会の仕組み（エコシステム）が重要であることが海外調査で再確認された

本事業は、昨年度に続く二か年目の事業であり、上述の知見・課題を踏まえたうえで、公平性を確保しながら製品公募・対象製品選定を実施する仕組み、効率的な有効性検証の仕組み及び検証結果公表等の仕組みから成るサイバーセキュリティ検証基盤を構築する（このうち検証結果公表の仕組み構築は、調達範囲外とし IPA にて実施する）。さらに、本基盤を実際に運用して、検証対象候補の製品を公募しその中から対象製品を選定して検証を行う。

さらに、本基盤で検証するセキュリティ製品の市場参入を支援する上で有効な、我が国の状況にあったエコシステムの検討を行う。また加えて、昨年度の成果である「試行導入・導入実績公表の手引き」<sup>3</sup>の改良を行う。

<sup>1</sup> 経済産業省「産業サイバーセキュリティ研究会WG3 第4回 事務局説明資料」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_cybersecurity/pdf/004\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/pdf/004_03_00.pdf)

<sup>2</sup> IPA「セキュリティ製品の有効性検証の試行について」 <https://www.ipa.go.jp/security/economics/shikoukekka2019.html>

<sup>3</sup> <https://www.ipa.go.jp/files/000081564.pdf>

### 3. 業務内容

#### 3.1. 業務概要

業務概要は下記のとおりである。

- ・ サイバーセキュリティ検証基盤の構築
- ・ サイバーセキュリティ検証基盤の運用
- ・ エコシステムの検討
- ・ 19年度成果「試行導入・導入実績公表の手引き」の改良

#### 3.2. 業務内容・方法

##### 3.2.1. サイバーセキュリティ検証基盤の構築

###### (1) 製品公募・対象製品選定・検証の仕組みの構築

###### (a) 重要分野マップの見直し検討

昨年度事業の成果である「2019年度版セキュリティ製品・サービス重要分野マップ」<sup>4</sup>（以下、重要分野マップ）について、セキュリティ脅威の状況、ユーザ企業の状況、セキュリティ技術の変化等を踏まえて必要な見直しを検討し、重要分野の背景に関する説明加筆等を行うこと。

###### (b) 製品公募・対象製品選定の仕組み定式化

製品候補の公募から審査、対象製品決定までに必要な構成要素として、以下の要素を組み込むこと。他に必要な要素があれば、仕組みの構成要素として組み込むことが望ましい。

- ・ 検証対象候補製品の公募の仕組み
- ・ 検証対象候補製品の中から対象製品を審査のうえで決定する仕組み
- ・ 製品及びそのベンダーに課す応募要件、等

対象製品を審査のうえで決定する仕組みとしては、検証作業が予定作業期間内に収まるか大まかに確認した結果を反映したうえで、製品を決定する工夫が盛り込まれていることが望ましい。

また上記の構成要素には、製品ベンダーの応募意欲を高める工夫（応募のメリット）を含んでいることが望ましい。

対象製品は日本国内で開発された（以下、日本発）ものとし、そのベンダーは下記のいずれかに該当するものとする。

- ・ 日本国内に開発拠点を持つセキュリティベンチャー（スタートアップ、大学発ベンチャーも含む）
- ・ 同様の中堅セキュリティベンダー
- ・ 日本に開発拠点を持つセキュリティ分野以外の企業の社内ベンチャー等

具体的な検証対象製品選定の仕組みは、IPAと協議の上で決定するものとする。

###### (c) 検証の仕組み定式化

検証作業を期間短縮し、低コスト化でき、かつ公平な検証の仕組みを定式化する。

仕組みの構成要素として以下の要素を組み入れること。他に必要な要素があれば、検証の仕組みとして組み入れることが望ましい。

- ・ 対象製品の機能や強み（ストロングポイント）の調査の方法
- ・ 検証項目を策定する仕組み
- ・ 検証方法を策定する仕組み
- ・ 検証環境を準備するための仕組み

とくに検証項目を策定する仕組みについては、対象製品ベンダーから入手する製品の強みに関する事項を検証項目の候補としつつ、客観的・第三者的な視点で検証を行うためにセキュリティ脅威の

<sup>4</sup> 2019年度事業において、有識者会議にて重要分野を選定するために作成した資料であり、日本発の製品・サービスが強みを持っているか、日本固有のニーズがあるか等の観点から選定した重要分野をセキュリティ対策全体の中にマッピングしたもの。  
<https://www.ipa.go.jp/files/000081561.pdf>

状況・ユーザ企業のセキュリティに関する課題・セキュリティ製品市場の状況等に関する専門的知見から検討を加えたうえで、対象製品のベンダーと必要な調整を行い、検証項目を策定できる仕組みとすること。また、検証作業の期間短縮・低コスト化の観点から、検証項目は、検証作業が予定作業期間に収まる内容・項目数とすること。

また、効率的・公平な検証の仕組みは、重要分野選定の仕組みや検証対象製品の公募の仕組み、対象製品を選定する仕組み（3.2.1(1)(b)参照）と関連するため、併せて検討すること。

公募の仕組みとしては、上記の検証項目を策定する仕組みに関連し、対象製品の強み（ストロングポイント）が容易かつ判然とわかるような資料等の提出を求めることなどが考えられる。また、製品ベンダーに課す応募要件としては、製品やその稼働に必要な付帯物を無償で貸与すること、必要な場合には製品検証（稼働）環境の提供やその環境への製品インストールの役務、製品使用方法のティーチングの役務等の提供の求めに応じることや、検証に必要なとなるテストデータの準備に協力すること等が考えられる。これ以外に必要な要件があれば、仕組みに組入れること。

但し、製品ベンダーから貸与物・役務等の提供を受ける場合は、客観的・第三者的な検証に支障がないように留意すること。

実際の検証の仕組み検討は、IPA と協議・連携して行うこと。

## (2) 報告書の作成

製品公募・対象製品選定・検証の仕組みの構築結果をまとめ、公開用の報告書を作成する。

なお、後述するエコシステム（3.2.3参照）の検討結果も、本報告書の中にまとめること。

### 3.2.2. サイバーセキュリティ検証基盤の運用

「3.2.1(1)製品公募・対象製品選定・検証の仕組みの構築」で構築した仕組みに従って、製品公募・対象製品の選定・検証を実施する。

#### (a) 重要分野マップの見直し

重要分野マップを見直す（3.2.1(1)(a)参照）。重要分野マップの見直しは、IPA と協議の上で実施するものとする。

#### (b) 製品公募・対象製品選定

まず、今年度の対象候補製品を公募する製品分野を選定する。昨年度の活動で選定した製品分野（脅威の可視化、脆弱性の可視化、IT資産管理）を起点とし、昨年度以降の変化、すなわちセキュリティ脅威の状況、ユーザ企業の状況、セキュリティ技術の変化などを踏まえたうえで、必要であれば新たな分野を選定する。

次いで、対象製品選定の仕組み（3.2.1(1)(b)参照）に従って、対象候補製品の公募、対象製品の選定を行う。

実際の対象製品選定は、IPA と協議・連携して行うものとする。今年度検証する製品は2製品とする。

#### (c) 検証

前項で選定した対象製品に対して、検証の仕組み（3.2.1(1)(c)参照）に従って、検証を実施する。

実際の検証は、IPA と協議・連携して行うものとする。

#### (d) 報告書の作成

(a)重要分野マップの見直し、(b)製品公募・対象製品選定、(c)検証の結果をまとめ、公開用の報告書を作成する。

### 3.2.3. エコシステムの検討

まず、日本発のサイバーセキュリティ製品の市場参入を促進する上で効果的な役割（機能）について検討し、本基盤とこれらの役割から成る市場参入促進の仕組み（エコシステム）を検討すること。この仕組みは、本基盤とこれらの役割間の関係性を表す図として示すこと。

次に、上記の図を基にこの仕組みを俯瞰し、本基盤と他の役割との関係性の観点から、本基盤に不足している機能や解決すべき課題を洗い出し、解決の方向性、本基盤の発展の方向性について検討すること。

市場参入を促進する上で効果的な役割としては、例えば、検証対象製品を試行導入・評価しその結果の公開に協力する役割、対象製品ベンダーに金融支援や marketer としての支援を提供する役割、対象製品と潜在的なユーザとをマッチングする役割などが考えられるが、これらに限るものではない。

仕組み検討の方法としては、役割の担い手になり得る団体・企業等（金融支援の役割を例にとると、公的或いは民間のベンチャーキャピタル等）に、可能な範囲でヒアリング調査等への協力を依頼し、市場参入を促進する仕組みについて現状分析を行うこと。

また、上記のヒアリング調査等には、本基盤を民間に移管する上での課題や可能性に関する項目を含めること。

エコシステムの検討結果は、サイバーセキュリティ検証基盤の構築に関する報告書（3.2.1(2)参照）にまとめること。

### 3.2.4. 19年度成果「試行導入・導入実績公表の手引き」の改良

昨年度作成した「試行導入・導入実績公表の手引き」（脚注3参照）を改良する。改良は、有識者、関連団体へのヒアリング等で得られる意見、指摘に基づくこと。具体的な改良方法は提案すること。

改良した結果を、公開用の改良版「試行導入・導入実績公表の手引き」としてまとめること。

### 3.2.5. 本事業運営全般

前項までの項目について、IPAが別途設置するサイバーセキュリティ検証基盤に係る審議・承認のための会議体と連携し、会議体への出席・説明及びその準備を行う。これは、IPAと連携・協議のうえで実施すること。

また本事業運営全般について、IPAと十分連携して、進捗管理、リスク管理等を含めたプロジェクト管理を行うこと。

## 3.3. 情報セキュリティに関する事項

### (1) 適切な情報セキュリティ対策の管理体制を構築すること。

① 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPAに対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（「情報管理体制図」など）及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を提出し、IPAの同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

収集、整理、作成等した一切の情報に関し、IPAが廃棄されたこと又は保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。IPAが個別に承認した場合を除き、事業者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしないこと。ただし、IPAの承認を得た場合は、この限りではない。

③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予めIPAへ届出を行い、同意を得ること。

### (2) 本事業の遂行に必要な範囲で、実施責任者及び実施要員の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見等）を提出すること。

※経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。

### (3) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、機構の指示に基づき適切に対応すること。

### (4) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に機構から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、機構に確認を取ること。

### (5) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。

### (6) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、機構と調整し、適切に対処すること。

### (7) 本調査の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保すること。また、機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を

確認・報告すること。

### 3.4. 留意事項

- (1) 作業は、本仕様の他、IPA 担当者の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により業務内容の調整を行うこと。
- (2) 報告書は、IPA と協議の上で図表を用いたわかりやすい記述とし、Microsoft Office 2016 互換形式、使用言語は日本語とすること。ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能とする。
- (3) 納入物件に関して、他の著作権に抵触する事項がある場合は、IPA と協議の上、著作権者と調整して解決すること。
- (4) IPA から本活動に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- (5) 報告書・手引きの作成にあたっては、以下の内容を遵守すること。
  - ① 作成作業全般に当たって遵守すること
    - ・日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。ただし、その場合は日本語での解説も併記すること）。
    - ・アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
    - ・誤記・誤植を含まないこと。
    - ・図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
    - ・文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
    - ・IPA からの依頼（説明の追記や、独自の図表作成）を反映すること。
    - ・予め記述項目、記載内容及び記載水準に対して IPA の了解を得ること。
  - ② 報告書等の作成に当たって遵守すること
    - ・目次を作成すること。
    - ・五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を報告書に含めること。
    - ・一般公開に資する内容とし、図表を用いた分かりやすい記述とすること。
    - ・IPA で発行している過去の各種報告書を参考とすること。
    - ・報告書は、サイバーセキュリティ検証基盤の構築に関する報告書（3.2.1(2)参照）と、サイバーセキュリティ検証基盤の運用に関する報告書（3.2.2(d)参照）とを合せて、100 頁程度の分量でまとめること。
    - ・改良版「試行導入・導入実績公表の手引き」は、10～30 ページ程度の分量でまとめること。
    - ・Microsoft Word 形式とすること。

### 4. 事業の実施体制

- (1) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (2) 実施要員に、情報セキュリティスペシャリスト、情報セキュリティアドミニストレータ、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）のいずれかの区分の合格者、情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士の試験に合格した者のうち、いずれかの者を含めること。
- (3) 納入するドキュメント類が正確かつ明解に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制を万全のものとする。この体制により、用語・用法の不統一、誤字脱字、論理的矛盾など、業務の本質に直接関わりのない修正については、請負者の責任において IPA への納入前に修正すること。
- (4) 実施要員には、セキュリティに関する調査業務やコンサルタント業務、システム構築・運用などの実務経験を有した者が含まれていること。
- (5) 実施要員には、IT システム・IT 機器等の製品のセキュリティに係る検証に従事した経験がある者を含めること。

### 5. 事業期間及びスケジュール

契約締結日から 2021 年 3 月 1 日(月)まで。

スケジュールの詳細については、本業務開始時に IPA 担当者と協議の上で決定することとする。また、スケジュールに沿って進捗管理を行い、作業の遅延等が生じた際は IPA 担当者に報告すること。

なお請負者は、各業務項目について、一定程度終了したものから随時 IPA 担当者に報告を行うものとする。

## 6. 納入関連

### 6.1. 納入期限・納入場所

2021年3月1日(月)

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター

セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ

### 6.2. 納入物件

以下の資料の電子データを収めた記録媒体(CD-R 又は DVD-R) 一式

- (1) サイバーセキュリティ検証基盤の構築に関する報告書
- (2) サイバーセキュリティ検証基盤の運用に関する報告書
- (3) 改良版「試行導入・導入実績公表の手引き」

上記は、検収用として紙媒体1部を添付すること。

また上記の納入物件に併せて、業務の過程で入手したデータ、文献、資料は、報告書の各項と対比ができるように整理して提出すること。なお、紙媒体でしか入手できなかったものについては紙媒体にて提出してよい。

## 7. 検収条件

- ・ 6.2. 納入物件の内容に関して、「3. 業務内容」に示した条件項目などの仕様を全て満たしていること。
- ・ 6.2. 納入物件は、一般に公表し情報セキュリティ関係者の資料として広く提供する予定である。よって、このような活用に耐えうるものであること。

#### IV. 入札資料作成要領

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

入札資料作成要領

独立行政法人**情報処理推進機構**



# 目 次

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

## 第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1 機構が入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	本件「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」の仕様を記述（目的・内容等）。
② 入札資料作成要領	入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 入札者が機構に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札者が提案する、業務内容、業務の方法。</li> <li>・実施体制、スケジュール。</li> <li>・業務従事者のスキル</li> <li>・補足資料(入札者の関連する実績の詳細)等</li> </ul>

## 第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

### 2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
5	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

### 2.2 遵守確認事項

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

[表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

## 2.3 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

[表5 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	入札者

## 2.4 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

[表6 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

## 第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

### 3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

提案書目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	業務の実施方針等	<p>目標設定、実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。また、以下の項目を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要分野マップの見直し内容・見直し方法</li> <li>・ 製品候補の公募から審査、対象製品決定までに必要な仕組みの構成要素</li> <li>・ 製品ベンダーの応募意欲を高める工夫</li> <li>・ 検証作業が予定期間内に収まることを、製品決定の判断に組入れる工夫</li> <li>・ 検証に必要な仕組みの構成要素</li> <li>・ 検証作業の期間短縮と公平性担保の工夫</li> <li>・ 検証基盤構築に関する報告書、同 運用に関する報告書の目次案</li> <li>・ 市場参入を促進する仕組み(エコシステム)に含める役割</li> <li>・ 市場参入を促進する役割を担う団体・企業名等の具体的な候補名</li> <li>・ 本検証基盤の民間移管についてヒアリングを行う団体・企業名等の具体的な候補名</li> <li>・ 19年度成果「試行導入・導入実績公表の手引き」の改良方法</li> </ul>
2	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。
3	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。</p> <p>※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。</p>
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

### 3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office2013互換またはPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

### 3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑥ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑦ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑧ 提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

## V. 評価項目一覧

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

評価項目一覧

独立行政法人情報処理推進機構

## 1. 評価項目一覧－遵守確認事項－

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 納入物件	報告書は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。	
	0.2 業務の範囲	Ⅲ.仕様書「3.業務内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分についての提案は認めない）。	
	0.3 業務従事者の経験・能力	Ⅲ.仕様書「4.事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たすこと。	
	0.4 スケジュール	作業計画を明確に定めた上で工程管理を行い、納入期限を守ること。	



## 2. 提案要求事項

提案書の目次			提案要求事項	評価 区分	得点配分			提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目			基礎 点	加 点	合 計	
1 業務の実施方針等								
	1.1 業務の妥当性		Ⅲ. 仕様書の業務内容について、すべて記載されており、また内容は妥当であるか。	必須	6	—	6	
	1.2 業務の妥当性、独創性	1.2.1 重要分野マップの見直し検討	「2019年度版セキュリティ製品・サービス重要分野マップ」 <sup>5</sup> （以下、重要分野マップ）について、セキュリティ脅威の状況、ユーザ企業の状況、セキュリティ技術の変化等を踏まえて必要に応じた見直しを検討し重要分野の背景に関する説明加筆等を行う方法が説明されているか。	必須	5	—	15	
			上記の方法は具体的か。	任意	—	10		
		1.2.2 製品公募・対象製品選定の仕組み定式化	製品候補の公募から審査、対象製品決定までに必要な構成要素として、検証対象候補製品の公募の仕組み、検証対象候補製品の中から対象製品を審査のうえで決定する仕組み、製品及びそのベンダーに課す応募要件が組み込まれているか。	必須	5	—	50	
			上記以外の構成要素が提案されているか。	任意	—	10		
			上記の提案された構成要素について、その有効性が説明されているか。	任意	—	10		
			構成要素には、製品ベンダーの応募意欲を高める工夫（応募のメリット）が含まれており、その有効性が説明されているか。	任意	—	15		
		対象製品を審査のうえで決定する仕組みとして、検証作業が予定作業期間内に収まるか大まかに確認した結果を反映したうえで、製品を決定する工夫が盛り込まれており、その有効性が説明されているか。	任意	—	10			
	1.2.3 検証の仕組み定式化		検証の仕組みの構成要素として、以下の要素が組み込まれているか。 ・対象製品の機能や強み（ストロングポイント）の調査の方法 ・検証項目を策定する仕組み ・検証方法を策定する仕組み ・検証環境を準備するための仕組み	必須	5	—	50	

<sup>5</sup> 2019年度事業において、有識者会議にて重要分野を選定するために作成した資料であり、日本発の製品・サービスが強みを持っているか、日本固有のニーズがあるか等の観点から選定した重要分野をセキュリティ対策全体の中にマッピングしたもの。  
<https://www.ipa.go.jp/files/000081561.pdf>

	上記以外の構成要素が提案されているか。	任意	—	10		
	上記で提案された構成要素について、その有効性が説明されているか	任意	—	15		
	対象製品ベンダーから入手する製品の強みに関する事項を検証項目の候補としつつ、客観的・第三者的な視点で検証を行うためにセキュリティ脅威の状況・ユーザ企業のセキュリティに関する課題・セキュリティ製品市場の状況等に関する専門的知見から検討を加えたうえで、対象製品のベンダーと必要な調整を行い、検証項目を策定できる仕組みを検討することが、具体的に説明されているか。	必須	5	—		
	効率的・公平な検証の仕組みは、重要分野選定の仕組みや検証対象製品の公募の仕組み、対象製品を選定する仕組みと関連するため、併せて検討することが具体的に説明されているか。	必須	5	—		
	検証の仕組みを効率的・公平な仕組みとするため、製品公募の要件（製品ベンダーに課す応募要件を含む）やその他の要素について、検証作業の期間短縮や公平性担保のための工夫が提案されており、その有効性が説明されているか。	任意	—	10		
1.2.4 サイバーセキュリティ検証基盤の構築に関する報告書の作成	Ⅲ. 仕様書の3.2.1(1)「製品公募・対象製品選定・検証の仕組みの構築」ならびに3.2.3.「エコシステムの検討」の結果について、報告書にまとめることが説明されており、目次案が提案されているか。	必須	5	—	5	
1.2.5 サイバーセキュリティ検証基盤の運用	Ⅲ. 仕様書の3.2.1.(1)「製品公募・対象製品選定・検証の仕組みの構築」で構築した仕組みに従って、重要マップの見直し、製品公募・対象製品選定、検証を実施することが説明されているか。	必須	5	—	5	
1.2.6 サイバーセキュリティ検証基盤の運用に関する報告書の作成	Ⅲ. 仕様書の3.2.2(a)「重要分野マップの見直し」、(b)「製品公募・対象製品選定」、(c)「検証」の実施結果について、報告書にまとめることが説明されており、目次案が提案されているか。	必須	5	—	5	
1.2.7 エコシステムの検討	日本発のサイバーセキュリティ製品の市場参入を促進する上で効果的な役割（機能）について検討し、本基盤とこれら役割から成る市場参入促進の仕組み（エコシステム）を、本基盤とこれらの役割間の関係性を表す図として作成することが、具体的に説明されているか。	必須	5	—	90	
	上記の図を基にこの仕組みを俯瞰し、本基盤と他の役割との関係性の観点から、本基盤に不足している機	必須	5	—		

		能や解決すべき課題を洗い出し、解決の方向性、本基盤の発展の方向性について検討することが具体的に説明されているか。				
		市場参入を促進する上で効果的な役割として、下記以外の役割が提案されているか。 ・検証対象製品を試行導入・評価しその結果の公開に協力する役割 ・対象製品ベンダーに金融支援やマーケターとしての支援を提供する役割 ・対象製品と潜在的なユーザとをマッチングする役割	任意	—	10	
		提案された役割が、サイバーセキュリティ製品の市場参入を促進する上で有用であることが、具体的に説明されているか。	任意	—	15	
		仕組み検討の方法としては、役割の担い手になり得る団体・企業等に、可能な範囲でヒアリング調査等への協力を依頼し、市場参入を促進する仕組みについて現状分析を行うことが、具体的に説明されているか。	必須	5	—	
		上記の役割の担い手になり得る団体・企業等について、候補として具体名を挙げているか。	任意	—	10	
		上記の具体名の上げられた団体・企業等は、その業務・機能との関連などから、役割の担い手として適切であることが説明されているか。	任意	—	15	
		上記のヒアリング調査等には、本基盤を民間に移管する上での課題や可能性に関する項目を含めることが説明されているか。	必須	5	—	
		上記の本基盤を民間に移管する上での課題や可能性に関する項目について、具体的なヒアリング先候補が提案されているか。	任意	—	10	
		上記のヒアリング先候補について、その業務・機能との関連などから、ヒアリング先として適切な理由が具体的に説明されているか。	任意	—	10	
	1.2.8 19年度成果「試行導入・導入実績公表の手引き」の改良	昨年度作成した「試行導入・導入実績公表の手引き」について、有識者、関連団体へのヒアリング等で得られる意見、指摘に基づいて改良することが説明されているか。	必須	5	—	15
		具体的な改良方法が、提案されているか。	任意	—	10	
	1.2.9 本事業運営の全般	本事業全般について、IPAが別途設置するサイバーセキュリティ検証基盤に係る審議・承認のための会議体と連携するため、会議体への出席・説明及びその準備を行うことが説明されているか。	必須	5	—	5
1.3 作業計画の妥当性、効率性		・作業は、本仕様の他、IPA担当者の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により	必須	5	—	5

		<p>業務内容の調整を行うことが説明されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA から本活動に関する報告要求があった際には、速やかに対応することが説明されているか。</li> <li>・IPA 担当者と協議の上で決定したスケジュールに沿って進捗管理を行い、作業の遅延等が生じた際は IPA 担当者に報告することが説明されているか。</li> <li>・各業務項目について、一定程度終了したものから随時 IPA 担当者に報告を行うことが説明されているか。</li> </ul>					
2 組織の経験・能力							
	2.1 業務実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。</li> <li>・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。</li> <li>・事業を遂行可能な人数が確保されているか。</li> <li>・適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情報に接することがないか。</li> </ul>	必須	5	-	15	
		<p>納入するドキュメント類が正確かつ明確に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制を万全のものとするが説明されているか。</p>	必須	5	-		
		<p>円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み込まれた体制になっているか。</p>	任意	-	5		
	2.2 類似業務の経験	<p>組織としてセキュリティに関する調査業務やコンサルタント業務、システム構築・運用などの実務経験を有しているか。</p>	任意	-	10	20	
<p>組織として IT システム・IT 機器等の製品のセキュリティに係る検証を実施した経験を有しているか。</p>		任意	-	10			
3 業務従事者の経験・能力							
	3.1 類似業務の経験	<p>実施要員には、セキュリティに関する調査業務やコンサルタント業務、システム構築・運用などの実務経験を有した者が含まれているか。</p>	必須	5	-	30	
		<p>上記経験を有する要員の当該業務経験が 3 件以上あるか。</p>	任意	-	10		
		<p>実施要員には、IT システム・IT 機器等の製品のセキュリティに係る検証に従事した経験を有した者が含まれているか。</p>	必須	5	-		
		<p>上記経験を有する要員の当該業務経験が 3 件以上あるか。</p>	任意	-	10		

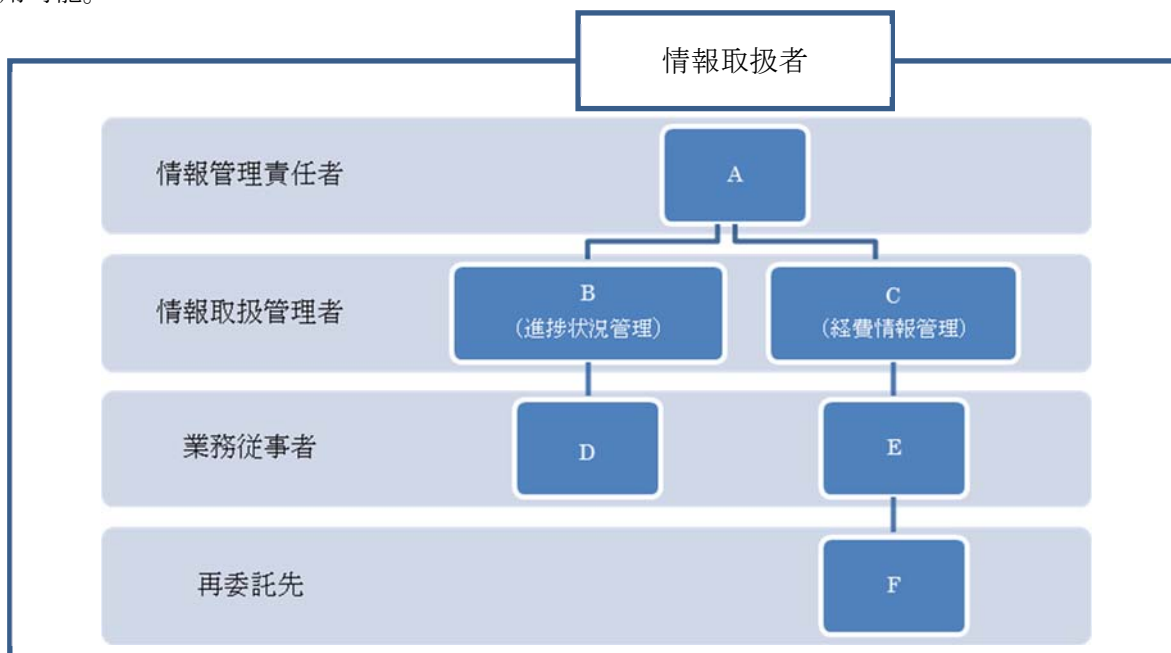
3.2 業務に関する専門知識・適格性	実施要員には、情報セキュリティスペシャリスト、情報セキュリティアドミニストレータ、テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）のいずれかの区分の合格者、情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士の試験に合格した者のうち、いずれかの資格を有した者が含まれているか。	必須	5	-	15
	実施要員には、サイバーセキュリティに関する学会・業界団体からの表彰歴、コンテストでの入賞歴がある者が含まれているか。	任意	-	10	
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標					
	企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。 ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）	任意	-	11	11
		合計	106	236	342

### 3. 添付資料

提案書の目次		資料内容	提案の 要否	提案書 頁番号
大項目	小項目			
5 添付資料				
5.1 実施体制及び業務従事・作成者略歴	・ 入札者の概要の分かる資料	任意		
	・ 本業務履行のための体制図	必須		
	・ 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱担当者名簿」を提示することが記載されているか。	必須		
	・ 実施責任者及び実施要員の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見等）	必須		
5.2 会社としての実績	・ 本業務の類似案件実績	任意		
	・ 本業務に有用な領域での資格、実績等	任意		
	・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し	任意		
5.3 その他	・ その他提案内容を補足する説明、業務実施における前提条件等	任意		

※情報管理体制図に記載すべき事項

- a) 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての者。(再委託先も含む。)
- b) 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- c) 情報管理規則等を有している場合で下記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。



※情報取扱者名簿に記載すべき事項等

- a) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- b) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- c) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- d) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

情報取扱者名簿

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 d)
情報管理責任者 a)	A						
情報取扱管理者 b)	B						
	C						
業務従事者 c)	D						
	E						
再委託先	F						

## VI. 評価手順書

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

評価手順書(加算方式)

独立行政法人情報処理推進機構



本書は、「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法を以下に示す。

## 第1章 落札方式及び得点配分

### 1.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

### 1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

### 1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を342点、価格点の配分を171点とする。

技術点	342点
価格点	171点

## 第2章 評価の手続き

### 2.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2 二次評価」を行う。

- ① 「1. 遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2. 提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3. 添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

### 2.2 二次評価

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の審査員の合議によって各項目を評価し、評価に応じた得点の合計をもって技術点とする。

### 2.3 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により算定した技術点
- ② 「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

## 第3章 評価項目の加点方法

### 3.1 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「V. 評価項目一覧」の「2. 評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

### 3.2 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を不合格とし、価格点の評価は行わない。

### 3.3 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点		
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	15	10	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	9	6	3
B	概ね妥当な内容である。	4	3	1
C	内容が不十分である。	0	0	0

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	プラチナえるぼし（※1）	11
	認定基準〇（5）（※2）	7
	認定基準〇（3～4）（※2）	7
	認定基準〇（1～2）（※2）	4
	行動計画（※3）	2
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん認定企業	7
	くるみん認定企業（新基準）（※4）	7
	くるみん認定企業（旧基準）（※5）	4
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		7

※1 改正後女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定）

※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定）

## Ⅶ. その他関係資料

### 独立行政法人情報処理推進機構入札心得

#### (趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

#### (仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。  
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。  
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

#### (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

#### (入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

#### (入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。  
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

#### (郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。  
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

#### (代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。  
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

#### (条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

#### (入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満すことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター  
セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ 担当者殿

## 質 問 書

「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名  
(又は代理人)

印

## 委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」の入札に関する一切の権限を委任します。

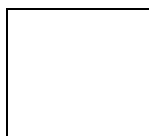
代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑







(様式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号 \_\_\_\_\_

件名：「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」に関する提案書

【入札者記載欄】

提出年月日：	年	月	日
法人名：			
所在地：	〒		
担当者：	所属・役職名		
	氏名		
	TEL		FAX
	E-Mail		

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1 通		②	入札書 (封緘)	1 通	
③	提案書	5 部		④	評価項目一覧	5 部	
⑤	資格審査結果通知書の写し	1 通		⑥	提案書受理票	(本紙)	
⑦	③と④の電子ファイル	1 通					

----- 切り取り -----

提案書受理番号 \_\_\_\_\_

提案書受理票

年 月 日

件名 「サイバーセキュリティ検証基盤の構築・運用」

法人名 (入札者が記載) : \_\_\_\_\_

担当者名 (入札者が記載) : \_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター  
セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ

担当者名 : \_\_\_\_\_ (印)

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。